

## 小形風力発電設備に対する安全確認のお願い(周知)

2019年8月5日

日頃から電力設備の保安に御協力を頂き、ありがとうございます。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、小形風力発電設備が増加しています。

長期安定的な事業運営の確保のためには、適正な事業規律が求められております。昨今、小形風力発電設備のナセルの落下や、ブレードが折損し落下する事故が起きており、必要な対策を講じていただくようお願いしてきたところです。

さらに台風期を迎え、豪雨や台風等の自然災害による事故を未然に防止するためには、他の小形風力発電設備も含め、設置者各々の責任において、点検を実施することが必要です。また、建設中又は今後建設予定のものについても、施工時の点検の実施が望まれます。

こうした中、2019年7月12日に開催された「新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ」において、「再エネ設備の促進と保安確保の両立に向けた小出力発電設備の規制の検討の方向性について」の報告が行われました。

これを受け、台風期による小形風力発電設備に関する事故を未然に防止するため、改めて風力発電設備(現在建設中の設備も含む)の設置者に対して安全確認をお願いするものです。

### 【参考】

- 2019年2月16日に鹿児島県で発生した小形風力発電設備のブレード落下事故を踏まえたお願い(周知)<sup>1</sup>
- 小形風力発電設備のナセル落下事故及びブレードの折損事故を踏まえた対応について<sup>2</sup>
- 再エネ設備の促進と保安確保の両立に向けた小出力発電設備の規制の検討の方向性について<sup>3</sup>

お問合せ先

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話(03)3501-1742(直通)

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話(03)3501-2342(直通)

<sup>1</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2019/4/310418.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/4/310418.html)

<sup>2</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2019/6/20190619.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/6/20190619.html)

<sup>3</sup>

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/denryoku\\_anzen/newenergy\\_hatsuden\\_wg/017.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/017.html) 資料4